

## 県直営による公の施設の管理運営状況

施設の名称	工業用水道事業
所在地	—
所管部局・課	企業局 水道課

### 1 施設の設置根拠(法律、条例等)

地方公営企業法、工業用水道事業法、群馬県公営企業の設置等に関する条例

### 2 施設の役割

#### (1) 設置目的

本事業は、地下水の過剰汲み上げによる地盤沈下を防止するため、表流水による工業用水を安定的に供給し、もって県内工業の健全な発展を図り雇用継続に貢献することを目的としている。

#### (2) 設置当初の状況

整備地域の工業用水は、そのほとんどを地下水によっていたが、その量的不足から地下水位低下や地盤沈下などの問題が生じていた。

#### (3) 施設を取り巻く現状

給水地区に低廉豊富な表流水による工業用水道を供給し、地盤沈下の抑制及び地域経済の発展に寄与しており、企業活動及び地域の雇用の確保に貢献している。事業目的・必要性は変わらない。県内の全工業用水使用量に占める渋川、東毛の両工業用水道の割合は、渋川地区においては約52%に達し、東毛地区においては約36%に達している。

### 3 施設の概要

名称	1. 渋川工業用水道	2. 東毛工業用水道
所在地	浄水場: 渋川市白井957 給水区域: 前橋市、渋川市、高崎市、吉岡町の各一部	浄水場: 太田市高林南町1-7 給水区域: 太田市、伊勢崎市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
設置年月日	昭和40年8月	昭和53年10月
敷地面積(所有者)	27,482平方メートル(群馬県)	50,101平方メートル(群馬県)
主な施設(床面積、階数等)	浄水場計画給水能力120,000立方メートル／日、送水管路32キロメートル	浄水場計画給水能力128,500立方メートル／日、送水管路153キロメートル
建設費	7,865,000千円	32,491,000千円
備考		

#### ◇利用料等

#### ◇利用時間(休館日)

区分	金額	24時間365日(年中無休)継続して給水を行う。
工業を営むもの		
(渋川工業用水道)	基本料金12円/立方メートル+使用料金1円/立方メートル	
(東毛工業用水道)	基本料金33円/立方メートル+使用料金2円/立方メートル	

### 4 施設における実施事業

工業水の供給

5 管理運営コストの状況

(1) 渋川工業用水道

(千円)

区 分	29年度(当初予算額)	28年度(決算額)	27年度(決算額)	26年度(決算額)	25年度(決算額)
歳入(1)	624,361	578,447	579,680	577,809	579,134
使用料	569,988	527,973	529,157	527,305	527,338
雑入	54,373	50,474	50,523	50,504	51,796
歳出(2)	591,937	482,124	578,257	587,198	499,741
常勤職員	73,844	75,768	69,659	71,249	72,455
非常勤職員	4,408	3,584	3,468	3,477	3,456
修繕費	40,991	35,839	18,729	49,678	6,907
委託費	88,441	57,120	68,419	71,150	79,117
その他	384,253	309,813	417,982	391,644	337,806
歳入・歳出の差額(1)-(2)	32,424	96,323	1,423	▲ 9,389	79,393
歳入・歳出の主な増減理由	・修繕費の増減は、年度ごとの修繕計画の違いによる。 ・28年度の歳出の減は、減価償却費及び資産減耗費の減による。				

(2) 東毛工業用水道

(千円)

区 分	29年度(当初予算額)	28年度(決算額)	27年度(決算額)	26年度(決算額)	25年度(決算額)
歳入(1)	1,297,002	1,225,440	1,256,268	1,286,799	1,317,664
使用料	1,225,768	1,137,107	1,147,611	1,174,916	1,202,640
雑入	71,234	88,333	108,657	111,883	115,024
歳出(2)	996,941	908,453	997,085	1,016,837	873,080
常勤職員	72,185	74,942	77,094	75,836	63,618
非常勤職員	6,947	5,577	5,542	5,496	5,480
修繕費	80,968	32,005	50,663	42,006	29,846
委託費	91,049	69,245	60,648	113,921	94,806
その他	745,792	726,684	803,138	779,578	679,330
歳入・歳出の差額(1)-(2)	300,061	316,987	259,183	269,962	444,584
歳入・歳出の主な増減理由	・修繕費の増減は、年度ごとの修繕計画の違いによる。 ・27年度及び28年度の委託料の減は、浄水発生土処理費の減による。				

6 職員の状況(各年度4月1日現在)

(1) 渋川工業用水道

(人)

	29年度	28年度	27年度	26年度	25年度
常勤職員	9	9	9	9	9
臨時・非常勤職員	2	2	2	2	2
合 計	11	11	11	11	11

## (2) 東毛工業用水道

(人)

	29年度	28年度	27年度	26年度	25年度
常勤職員	10	10	11	11	10
臨時・非常勤職員	3	3	3	3	3
合 計	13	13	14	14	13

## 7 施設利用の状況

区 分	29年度※	28年度	27年度	26年度	25年度
施設稼働率(%)					
渋川工業用水道	95	95	95	95	95
東毛工業用水道	71	71	71	73	75
稼働率対象施設(設備)	協定量／浄水場の計画給水能力				
利用者の主な増減理由	受水企業との協定量の増減による				

※ 見込み数又は途中実績を記入

## 8 必要性及び管理運営方法の方向性

区 分	内 容
施設の必要性	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 県の施設としてこのまま存続    <input type="checkbox"/> 県の施設として事業規模等を縮小して存続  <input type="checkbox"/> 市町村に移管・譲渡    <input type="checkbox"/> 民営化・民間譲渡    <input type="checkbox"/> 廃止    <input type="checkbox"/> その他 </p> <p>工業用水道事業は、低廉豊富な工業用水を安定的に供給し、県内工業の振興発展に寄与するとともに、環境及び国土の保全を図る地盤沈下対策事業として重要な役割を果たしている。</p>
指定管理者制度	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 県直営    <input type="checkbox"/> 指定管理者制度導入    <input type="checkbox"/> その他 </p> <p>工業用水道事業は、国土保全面・産業基盤面・地域振興面などから、県が責任を持って実施する事業と考える。 現在のところ指定管理者制度を導入する予定はないが、他の事業体及び民間企業の参入状況を注視し、必要に応じて第三者委託等について検討することとしたい。</p>
業務等の見直し	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 見直しの検討が必要なものがある    <input type="checkbox"/> 当面見直しの必要はない </p> <p>近年は節水等により工業用水の使用量が減少しており、協定量も減少傾向にあるため、他部局等の企業誘致活動と連携して工業用水の受水拡大に努める必要がある。 また、給水開始から50年が経過していることから、点検・維持管理をこれまで以上に適切に実施して、施設の状況を把握し、計画的な修繕・更新を行っていく必要がある。</p>